

## ④ 貸付金の適正利率

**Q** : 関係会社間で金銭の貸借をする場合、利息の利率はどうしたらいいですか？

**A** : その資金がひも付きであるものである場合はその借入金の利率、そうでない場合は一定の利率が原則となります。

### 【解説】

関係会社間や会社から個人へ資金を貸し付ける場合は、利息を徴収しなければなりません。

利息は、原則として、つぎの利率で計算した金額を徴収することとされています。

#### ① いわゆるひも付き貸付金の場合

その借入金について支払うべき利率

#### ② 上記以外の場合

貸付を行った年の前年11月30日の公定歩合(平成18年は0.1%)に年4%の利率を加算した利率(0.1%未満の端数は切り捨て)

ただし、①、②に満たない利率であっても、会社の平均調達金利など合理的と認められる利率に基づき利息を徴収している場合には、これが認められます。

平均調達金利 = 前事業年度中に支払うべき利息の額 ÷ 前事業年度中における借入金の平均残高 × 100

なお、利息の計算方法は、原則として契約貸付に係る約定によることとなりますが、その月の貸付金の平均残高や月末残高等を基にした合理的な基準により計算する方法でも認められます。

